

3. 抹 消 登 録

○ 永久抹消登録（解体、滅失、用途廃止）

- ☐ 自動車検査証
- ☐ 自動車登録番号標
- ☐ 所有者の印鑑証明書 —— 発行後 3 ヶ月以内
- ☐ 所有者の委任状（本人が申請する場合は実印が必要）
- ☐ 使用済自動車の解体の場合：申請書に移動報告番号及び解体報告記録がなされた年月日の記入が必要になります。

※ 自動車検査証の有効期間の残存期間が 1 ヶ月以上ある場合は、自動車重量税の還付を同時に申請することができます。

- ☐ 使用済自動車以外の解体の場合：解体証明書又はマニフェスト B 2 票

※ 使用済自動車以外の自動車：大型特殊自動車、被けん引自動車、小型二輪車等

- ☐ 滅失の場合：罹災証明書
- ☐ 用途廃止の場合：確約書及び当該自動車を確認できる写真
- ☐ 所有者の氏名又は名称、住所に変更がある場合

法 人 —— 登記簿謄（抄）本

個 人 —— 戸籍謄（抄）本、住民票等

原因と日付が記入されているもの。

※ 変更のつながりが証明できるもの。

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

○ 一時抹消登録（一時使用中止）

- ☐ 自動車検査証
- ☐ 自動車登録番号標
- ☐ 所有者の印鑑証明書 —— 発行後 3 ヶ月以内
- ☐ 所有者の委任状（本人が申請する場合は実印が必要）
- ☐ 所有者の氏名又は名称、住所に変更がある場合

法 人 —— 登記簿謄（抄）本

個 人 —— 戸籍謄（抄）本、住民票等

原因と日付が記入されているもの

※ 変更のつながりが証明できるもの。

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

○ 輸出抹消仮登録（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）

- ☐ 自動車検査証
- ☐ 自動車登録番号標
- ☐ 所有者の印鑑証明書 —— 発行後 3 ヶ月以内
- ☐ 所有者の委任状（本人が申請する場合は実印が必要）